「東京湾流域別下水道整備総合計画策定懇談会」規約

(設置)

第1条 本懇談会は、「東京湾流域別下水道整備総合計画策定懇談会」(以下、「懇談会」という。) と称する。

(目的)

第2条 懇談会は、国土交通省、関係都県及び政令指定都市が共同で策定する「東京湾流域別下水道 整備総合計画」の基本方針の策定について助言することを目的とする。

(構成)

- 第3条 懇談会は、別紙-1に掲げる者で構成する。
 - 2. 懇談会委員は、有識者のうちから関東地方整備局長が委嘱する。
 - 3. 懇談会委員の委嘱期間は、「東京湾流域別下水道整備総合計画」の基本方針の策定までとする。
 - 4. 懇談会は、別紙-2に掲げる「東京湾流域別下水道整備総合計画検討委員会」委員をオブザーバーとする。

(座長)

- 第4条 懇談会に座長を置く。座長は、懇談会委員の互選により決定する。
 - 2. 座長は、会務を掌理する。
 - 3. 座長に事故がある時は、座長があらかじめ指名する懇談会委員がその職務を代理する。

(公開)

- 第5条 懇談会の議事録及び議事要旨は、懇談会の都度作成し、公開するものとする。
 - 2. 懇談会資料は公開することを原則とする。ただし、資料の提出者の同意が得られない場合は、 その旨を明示した上で非公開とすることが出来る。

(運営)

- **第6条** 懇談会の招集は、必要に応じて「東京湾流域別下水道整備総合計画検討委員会」の委員長である関東地方整備局企画部長が行う。また、企画部長は、必要があるときは懇談会に委員以外の者の出席を求めることができる。
 - 2. 懇談会の庶務は、関東地方整備局企画部広域計画課において処理する。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会において定めるものとする。

(附則)

第8条 この規約は、令和2年10月21日から施行する。

別紙一1

「東京湾流域別下水道整備総合計画策定懇談会」委員

氏名	所属・役職	備考
花木 啓祐	東洋大学情報連携学部情報連携学科教授	
	東京大学名誉教授	
浅 枝 隆	埼玉大学名誉教授	
近藤健雄	日本大学名誉教授	

別紙-2

「東京湾流域別下水道整備総合計画策定懇談会」オブザーバー

氏名	所属・役職	備考
松澤秀典	国土交通本省水管理・国土保全局下水道部流域管理官付課長補佐	
天 野 聡	国土交通本省水管理・国土保全局河川環境課企画専門官	
酒 井 辰 夫	埼玉県環境部水環境課長	
林 雄一郎	埼玉県県土整備部参事兼河川砂防課長	
若 公 崇 敏	埼玉県下水道局参事兼下水道事業課長	
市原泰幸	千葉県環境生活部水質保全課長	
角田 秀樹	千葉県県土整備部河川環境課長	
横土俊之	千葉県県土整備部都市整備局下水道課長	
寺 澤 孝	東京都都市整備局都市基盤部施設計画担当課長	
清 野 成 美	東京都環境局自然環境部水環境課長	
荒川 晴夫	東京都建設局河川部土砂災害対策担当課長	
武 藤 真	東京都下水道局計画調整部計画課長	
川上直之	東京都下水道局流域下水道本部技術部計画課長	
長谷川 陽一	神奈川県環境農政局環境部大気水質課長	
藤 崎 伸二郎	神奈川県県土整備局河川下水道部河川課長	
福島 温	神奈川県県土整備局河川下水道部下水道課長	
藤田周治	川崎市環境局環境対策部水質環境課長	
室 井 弘 通	川崎市上下水道局下水道部下水道計画課長	
赤 間 知 行	横浜市環境創造局環境保全部水・土壌環境課長	
西高幸作	横浜市環境創造局政策調整部政策課長	
早川 正登	横浜市環境創造局下水道計画調整部下水道事業マネジメント課長	
木 下 英 明	千葉市環境局環境保全部環境規制課長	
髙梨 雅和	千葉市建設局下水道建設部下水道計画課長	
市川浩之	さいたま市環境局環境共生部環境対策課長兼参事	
市川秀利	さいたま市建設局下水道部下水道計画課長兼参事	
岩 﨑 福 久	関東地方整備局企画部長	
土屋秀樹	関東地方整備局企画部環境調整官	
中根達人	関東地方整備局河川部広域水管理官	
坪 谷 剛	関東地方整備局建政部下水道調整官	
入澤 一明	関東地方整備局港湾空港部事業継続計画官	
下坪 賢一	関東地方整備局企画部広域計画課長	
赤道正悟	関東地方整備局河川部河川環境課長	
大 櫛 寛 之	関東地方整備局建政部都市整備課長	
岩 見 洋 一	関東地方整備局江戸川河川事務所長	
藤本雄介	関東地方整備局荒川上流河川事務所長	
早 川 潤	関東地方整備局荒川下流河川事務所長	
竹田 正彦	関東地方整備局京浜河川事務所長	
山下 洋正	土木研究所水環境研究グループ水質チーム上席研究員	
田 隝 淳	国土技術政策総合研究所下水道研究部下水処理研究室長	